

特殊詐欺・消費者被害防止対策における今後の取組方針

長野県消費者被害防止対策推進会議

1 趣 旨

特殊詐欺被害の急増や高齢者の消費者被害の増加に伴い、長野県消費者被害防止対策推進会議（以下「推進会議」という。）は、今後の取り組むべき具体的な被害防止対策方針を策定、実施することで、県内における特殊詐欺等の被害の未然防止を図るものとする。

2 構成機関及び団体の取組

（1） 県の取組

- ◆電話対策など特殊詐欺、消費者被害防止のための統一した啓発用品等の作成、配付及び啓発の実施
- ◆被害防止に向けた市町村への高齢者等の見守りの要請及び支援
- ◆消費者教育・啓発を強化するための消費生活サポーターの養成
- ◆関係機関・関係団体への被害防止のための啓発等の実施要請
- ◆独自啓発活動の計画、実施及び広報媒体を活用した注意喚起情報等の発信
- ◆相談窓口における本人了解の上での通報
- ◆特殊詐欺及び特定商取引法等による取締り、指導の強化

（2） 市町村の取組

- ◆広報誌、有線放送、防災システム等を活用した被害防止のための啓発及び情報発信
- ◆統一した啓発用品等による啓発、消費生活講座等の計画及び実施
- ◆高齢者等への見守り活動の実施及び参加者への情報提供
- ◆地域における消費者教育・啓発充実のための消費生活サポーターの選任
- ◆相談窓口における本人了解の上での通報等、地元警察との連携強化

（3） 構成機関・団体の取組

- ◆会報等による傘下団体及び会員等への広報、啓発及び消費者教育の実施
- ◆統一した啓発用品による啓発及び各業務の特色を生かした独自の啓発の実施
- ◆高齢者等の被害防止のための地域における見守り活動への参加、協働
- ◆各機関等の消費者教育・啓発充実のための消費生活サポーターの選任
- ◆被害防止のための地元警察との連携強化
- ◆以上の取組を傘下団体及び会員等への周知、取組依頼

3 各取組の実施時期及びフォローアップ

- （1） 上記の各取組については、それぞれの機関・団体等が取り組むことができる対策から、直ちに実施するものとする。
- （2） 各取組の状況及び効果等については、毎年度又は必要に応じて調査・公表するとともに、必要な取組について見直しを行う。